

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養護者から虐待を受けたと思われる高齢者を虐待から避難させるために一時的に養護老人ホームへ宿泊させるとともに、必要に応じて生活習慣等の指導及び支援を実施する生活管理指導短期宿泊事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 養護老人ホームへの一時宿泊
- (2) 生活習慣等の指導及び支援
- (3) 体調管理

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、本市に住所を有し、自宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者で、養護者から虐待を受けていると認められるものとする。ただし、次に掲げる者は、利用対象者としない。

- (1) 伝染性疾患を有する者
- (2) 入院治療を要する者
- (3) 他の入所者に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者

(委託)

第4条 市長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人山形県玉葉会養護老人ホーム蔵王長寿園に委託することができる。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び市長が必要と認めた書類を

市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書に係る利用対象者の心身の状態等の調査を行い、事業の利用の可否を決定し、寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）に寒河江市生活管理指導短期宿泊事業委託通知書（様式第3号）を送付するものとする。

(利用方法及び利用者負担)

第7条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設を退所する際、利用者負担金として、当該事業の実施に要した費用に100分の10を乗じて得た金額を事業者に直接支払わなければならない。この場合において、算出した額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(利用の停止)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を停止することができる。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 利用者が第2条第1号に規定する事業の利用の停止を希望したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を停止することが適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の停止を決定したときは、事業者及び利用者に対し、寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用停止決定通知書（様式

第4号)により通知するものとする。

(委託料)

第9条 市長は、委託料として、事業の実施に要した費用から前条に規定する利用者負担金を控除して得た金額を事業者に支払うものとする。

(委託料の支払)

第10条 事業者は、毎月7日までに前月分の委託料を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査の上、請求を受けた日から30日以内に事業者に支払うものとする。

(不正利得金の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正な行為により利用者が事業を利用したときは、その者に対し、前2条の規定により市長が事業者に支払った委託料の全部又は一部について返還を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用申請書

年 月 日

寒河江市長様

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業を利用したいので、寒河江市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

氏名		年齢	満歳
住所	寒河江市	電話	
緊急時の連絡先	氏名	利用者との関係	
	住所	電話	
かかりつけ医療機関		診療科・医師名	

様式第2号（第6条関係）

第
年
月
号
日

様

寒河江市長

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用決定（却下）通知書

年　　月　　日　　付けで申請のありました寒河江市生活管理指導短期宿泊事業の利用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 利用の対象と認めます。
 利用の対象と認めません。
(理由：)

対象者	住所
	氏名
決定内容	一時宿泊と日常生活の指導及び支援
	利用者負担金額　1日あたり　　円　　食費1日あたり　　円 別途送迎加算有
利用開始日	年　　月　　日から　　年　　月　　日

問い合わせ先：
電話：

様式第3号（第6条関係）

第
年
月
号
日

様

寒河江市長

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業委託通知書

年 月 日 付けで申請のありました下記の者に、寒河江市生活管理指導短期宿泊事業の利用を決定しましたので下記のとおり事業を委託します。

記

利用者	住所			生年月日	
	氏名			電話番号	
食費一日 当たり	利用者負担段階	段階	送迎	有	無
	本市負担額	円	利用者負担額	円	
利用期間	年 月 日 から		年 月 日		
緊急時の 連絡先	住所			電話番号	
	氏名			利用者との 関係	

問い合わせ先：

電話：

様式第4号（第8条関係）

第
年
月
号
日

様

寒河江市長

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業利用停止決定通知書

寒河江市生活管理指導短期宿泊事業について、次のとおり利用の停止を決定しましたので、通知します。

記

対象者	住所
	氏名
停止内容	
利用停止日	年 月 日
利用を停止する理由	